

審査・利用調整について

● 審査とは？

提出書類の内容を確認し、「合志市保育所等保育実施基準表」に基づき「保育を必要とする事由」を客観的な指数として算出します。

● 利用調整とは？

算出した指数を基に指数が高い方(保育の必要性が高い方)から順に希望施設を確認し、入所施設を決定します。希望施設に空席があった場合のみ入所決定をするため、希望施設が定員を満たし入所できない場合は保留となります。

※ 希望施設の順位や数が利用調整の優先度に影響することはありません。また、自宅近くの施設への優先や、保護者の個人的な理由(車の運転ができない等)を考慮することはありません。

※ 空席がある施設の中で、希望順位の高い施設に決定します。そのため希望施設を選択する際は慎重にお願いします(決定内容が不服の場合は入所を辞退していただきます)。

重要： 辞退について

辞退とは、決定(内定)が出ている保育施設への入所を辞退することをいいます。一度辞退の届出を提出されますと、その後に辞退を取り消すことは一切できません。辞退後に再度申し込みをする場合は、選考において減点対象となるほか、同年度内であっても申請書類一式を改めて提出する必要があります。

なお、この減点は年度を超えても継続します。

また、既に入所予定月を迎えている場合は、「辞退」ではなく「退所」扱いとなり、実際の通所の有無にかかわらず保育料が徴収されます。

● 保留について

審査の結果、入所要件を満たしていますが、希望する全ての保育施設に入所することができない状態です。

なお、保留の場合、その年度中においては自動的に毎月審査対象となりますので再申請は不要です。希望保育施設及び申し込み要件の変更がある場合は受付期間中に連絡してください。変更内容によっては書類の提出が必要な場合もあります。

合志市保育所等保育実施基準表

〔基本指数〕

	類型	摘 要	指数	
保育を必要とする事由に応じた指数	就労	月180時間 (目安:1日9時間以上、月20日以上)	14 [8] (7)	注 1
		月170時間 (目安:1日8時間30分以上、月20日以上)	13 [8] (7)	
		月160時間 (目安:1日8時間以上、月20日以上)	12 [7] (6)	
		月150時間 (目安:1日7時間30分以上、月20日以上)	11 [7] (6)	
		月140時間 (目安:1日7時間以上、月20日以上)	10 [7] (6)	
		月120時間 (目安:1日6時間以上、月20日以上)	8 [6] (5)	
		月112時間 (目安:1日7時間以上、月16日以上)	7 [6] (5)	
		月100時間 (目安:1日5時間以上、月20日以上)	6 [5] (4)	
		月80時間 (目安:1日5時間以上、月16日以上)	5 [4] (3)	
		その他	4 [3] (3)	
	妊娠・出産	出産予定月の前後2ヶ月ずつ(最大5ヶ月間、延長不可)	8	注 2
	保護者の疾病・障がい	疾病入院(おおむね1ヶ月以上)	12	
		居宅内療養	常時臥床(おおむね1ヶ月以上)	
			感染性・精神性疾患(長期安静加療を要する者)	
			一般療養(おおむね1ヶ月以上安静を要する者)	
		障がいの場合	身体1級・2級、精神1級、療育A1・A2	
			身体3級、精神2級、療育B1	
			上記以外	
	親族の介護・看護	常時臥床している者の介護・看護に当たる者	12	
		心身障がい者の介護・看護に常時に当たる者	10	
		入院添付(おおむね1ヶ月以上安静を要する者の付添)に常時当たる者	10	
		長期居宅療養等の介護・看護に当たっている者	6	
		別居の親族等の介護・看護に当たっている者	5	
	災害復旧	天災等による災害の復旧に当たる場合	12	
	求職活動	求職のため日中外出を状態とする者 (入所後3ヶ月以内に就労証明が提出できない場合は退所)	0	
	就学	就学・技能習得のために日中保育できない場合	注3	
	その他	保育に欠けると判断できる場合	注2	
調整指数	双子以上および多子世帯	『双子以上の多子』もしくは『未就学児童を3人以上』を新規申し込みする場合	+5	注 4
	ひとり親世帯等	ひとり親世帯もしくはそれに準ずる世帯(別居かつ離婚調停中等)	+16注2	
	保育所等での勤務	市内教育・保育施設に従事し、誓約書兼証明書を出した場合 ※両親ともに就労中・就労予定のみ	+40	
	保育料の滞納	申し込み児童の世帯において、正当な理由なく保育料の滞納がある場合	-10	
	未転入	未転入で住民票がなく、転入を証明する書類がない場合	-6	
	入所辞退者	市内認可保育施設の入所決定(内定)を辞退した者が再度申し込みをした場合	-12	注 4
	児童の状況	兄弟姉妹が既に市内認可保育所等に通園している場合、かつ、同施設を第一希望とする場合	+10	
		地域型保育事業所を卒園する児童	+12注5	
		児童福祉法26条第1項第5号に定める、児童相談所長の措置、及び、虐待・DV・育児放棄・親のいない児童(児童相談所等の意見書がある場合)	+40	

注1: 提出時において、就労予定・就労直後は()内の指数、就労直後で実績が1～2ヶ月は[]内の指数とします。ただし、育休復帰予定は就労中とみなします。

注2: 提出書類に基づき聞き取りを行ない、指数を決定します。

注3: 就学・技能習得の場合は、外勤の指数に準じます。

注4: 申し込み児童の世帯において保育料の滞納がある場合、理由の内容にかかわらず、加点对象外となります。

注5: 地域型保育事業所卒園児が引き続き市内の保育施設へ入所を希望する場合は、加 points 通常審査を行ないます。

備考: 提出書類の内容によっては、異なる指数を付ける場合があります。

内定後に保護者の状況が変化し、指数に変更があった場合は、内定や入所を取り消すことがあります。

〔補助指数〕

事項	摘 要	指数
ひとり親世帯	母子・父子世帯、又はこれに準ずる世帯で市内に祖父母がいない場合	+3
家庭の経済的困窮	保育料階層が生活保護適用世帯の場合又は住民税非課税の世帯の場合	+2
	保育料階層が住民税均等割課税のみの世帯の場合	+1
就労状況等	父母の保育の要件が就労の場合で、父母の基本指数がともに10点以上の場合	+1
	単身赴任の場合 (就労証明書に単身赴任期間の記載があり、現在も継続している場合)	+2
祖父母等の状況	父方の祖父母が県外にいる場合又はそれに準じる場合 (どちらか一方が25Km以内にいる場合、および、ひとり親世帯を除く)	+1
	母方の祖父母が県外にいる場合又はそれに準じる場合 (どちらか一方が25Km以内にいる場合、および、ひとり親世帯を除く)	+1
児童の状況	就労中または就労予定(求職中は不可)で、保育施設に通っている児童	+4
	1年以上の育休取得により退園後、元の園に再度申込み児童及びその兄弟姉妹	+1

注意事項: 希望児童の兄弟姉妹が在園児である場合は優先的に入所を決定いたしますが、既に定員を満たしている保育施設は入所できない場合があります。